



Q. 今後の医療費が心配…。負担を減らす方法はあるの？

A：医療費の軽減や生活費の助成等の制度があります。

治療を受けている病院の相談窓口やがん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターでは、これらの制度の利用についてアドバイスができますので相談してみましょう。



— 医療費の費用負担を軽くする制度 —

高額療養費制度

- ・医療機関や薬局の窓口で支払った医療費(食事代・ベッド代は除く)が、1ヶ月間で一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。
- ・加入している公的医療保険の窓口で事前に「**限度額適用認定証**」を申請し、病院等に提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。また、過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から**多数回該当**となり、上限額が下がります。
- ・自己負担限度額は年齢や所得によって異なります。

(1) 69歳以下の方の場合

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)
ア	年収約 1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
		< 多数回該当：140,100円 >
イ	年収約 770万円～約 1,160万円 健保：標準報酬月額 53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
		< 多数回該当：93,000円 >
ウ	年収約 370万円～約 770万円 健保：標準報酬月額 28万円～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
		< 多数回該当：44,400円 >
エ	～年収約 370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円
		< 多数回該当：44,400円 >
オ	住民税非課税	35,400円
		< 多数回該当：24,600円 >

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合には2万1千円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

(2) 70歳以上の方の場合（平成30年8月診療分から）

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役 並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% < 多数回該当：140,100円 >	
	Ⅱ 年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% < 多数回該当：93,000円 >	
	Ⅰ 年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% < 多数回該当：44,400円 >	
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下／課税所得145万円未満等	18,000円 【年14万4千円】	57,600円 < 多数回該当：44,400円 >
住民税 非課税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

出典：厚生労働省「高額療養費を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)」

問い合わせ先 → 加入している医療保険の窓口

POINT!!

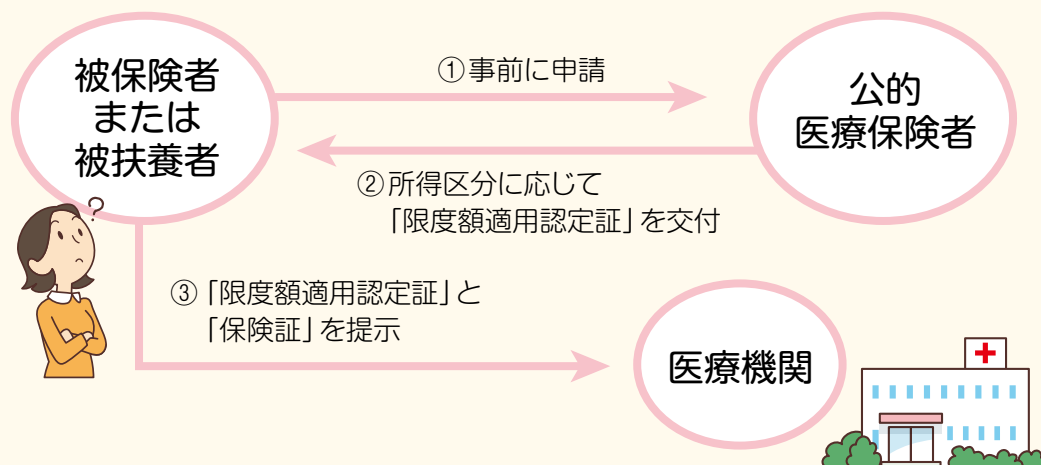
限度額適用認定証の申請について

○対象

70歳未満の方、70歳以上の現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方

○申請窓口

加入中の公的医療保険(保険証に記載されています)



問い合わせ先 → 加入している医療保険の窓口

高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

- 対象：世帯内の同一の医療保険の加入者が対象です。
- 期間：毎年8月からの1年間（8月1日～翌年7月31日まで）で計算されます。

問い合わせ先 → 加入している医療保険の窓口

小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

- 対象：18歳未満（継続の場合は20歳未満まで）の児童等で、厚生労働大臣が定める疾病及びその疾病の状態の程度に該当する者が対象です。



問い合わせ先 → 居住地を管轄する保健所 P43

— 生活費を助成等する制度 —

(1) 傷病手当金

会社員や公務員が病気などで会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

問い合わせ先 → 加入している医療保険の窓口

(2) 確定申告による医療費等の控除

1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費等の自己負担があった場合に税金が軽減されます。

詳しくは、お住まいを管轄する税務署にお尋ねください。

\ POINT! /

- レシートや領収書で手続きできますので、捨てずに保管しましょう。
- 高額療養費制度では対象とならないものも該当します。

※大分県内の税務署は以下のホームページより検索できます。

□ 国税庁

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/location/oita.htm>



(3) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯で他の融資制度を利用できない場合に、無利子や低利子で資金の貸し付けを行う制度です。

用途別に貸し付け条件が設けられています。

問い合わせ先 → お住まいの市町村の社会福祉協議会 P44

(4) 生活保護

病気や失業等の理由により、家族の収入が国の定める基準以下の場合、その不足分を補う制度です。

あらゆる手段を尽くしても、なお生活が困難な場合に初めて適用されます。申請・調査等必要な手続きがありますので担当窓口へご相談ください。

問い合わせ先 → 各市町村の担当課又は福祉事務所 P43

(5) 障害年金

病気やけがなどで障がいが生じた方に支給される制度です。

眼や耳、手足などの障がいだけでなく、がんや糖尿病など長期療養が必要で仕事や生活に著しく制限を受ける状態になった場合なども、支給の対象となります。加入していた公的年金により、障害年金の種類が異なりますので、手続きについては、加入していた公的年金の担当窓口へご相談ください。

「障害基礎年金」(国民年金) → 市町村国民年金担当窓口 P43

「障害厚生年金」(厚生年金) → 年金事務所 P43

「障害共済年金」(共済年金) → 職場の共済組合事務局

(6) 身体障害者手帳

身体障害者手帳を取得することにより、障がいの種類や程度に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。

手帳には1級～6級があり、取得するには申請の手続きが必要となりますので、各市町村の担当窓口にご相談ください。

問い合わせ先 → 各市町村の担当課 P43

— 大分県の医療費を助成する制度 —

大分県がん患者社会参加応援事業

がん患者さんの治療と就労、社会参加等の両立を応援し、よりよい療養生活になるように、ウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部を助成する制度です。

●助成対象の補整具

医療用ウィッグ(全頭用)
乳房(胸部)補整具(補整下着、人工乳房等)
乳がん用バスタイムカバー(温泉入浴着)

●助成額

購入費用の1/2(千円未満の端数は切り捨て) ※上限額2万円
大分県健康づくり支援課(大分県がん患者社会参加応援事業)
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/syakaisanka.html>



大分県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

小児・AYA世代のがん等の患者さんが、将来に希望を持って治療に取り組んでいただけるよう、妊孕性温存治療の費用の一部を助成する制度です。

●対象となる疾患

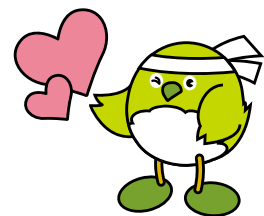
がん治療のうち妊孕性低下リスク分類のうち、高・中・低リスクの治療
卵巣予備能の低下が予想されるがん疾患(ホルモン療法)等
造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
アルキル化剤が投与される非がん疾患

●対象となる費用

妊孕性温存治療費(医療保険適用外の費用)

●助成対象の温存治療と助成額(上限額)

卵子の採取・胚(受精卵)の凍結	35万円
卵子の採取・凍結	20万円
卵巣組織の採取・凍結	42万円
精子の採取・凍結	4万円
手術を伴う精子の採取・凍結	35万円



大分県健康づくり支援課

(大分県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/ninyouseionzon.html>

